

議案第二八号

三朝町農林振興会審議会設置条例の一部を改正する
条例トシテ

三朝町農林振興会審議会設置条例の一部を別紙のよう改正
するものとする

昭和三十七年三月十日提出

三朝町長 坂出雅巳

昭和三十七年三月十七日原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄



三朝町農林振興審議会設置条例の一部を改正する条例

三朝町農林振興審議会設置条例(昭和三十六年)の一部を次のように改正する

第三條を次のように改める

第三條 審議会は委員一五名以内をもつて組織し次に掲げるものの

内から町長が委員を嘱する

- 一 町議会議員 二名
 - 二 農業者協同組合 二名
 - 三 森林組合 三名
 - 四 農業者委員会委員 二名
 - 五 財産正管理会 三名
 - 六 農業者共済組合 一名
 - 七 学識経験者 二名
2. 委員の任期は三年とする

附 則

この条例は公布の日から施行する